

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 29 年 2 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものとして、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に整合したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 6規格

改正区分	基準数
① 採用済のJISを、より新しい版のIEC規格に準拠したJISに置き換えるもの	5
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	1

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：2月開始予定（30日間）

(2) 改正・施行：4月以降予定。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS)(案)

	資料番号	改正基準番号	整合規格(JIS)	対応 IEC 規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	4-1	J60670-21(H29)	JIS C 8462-21(2016)	IEC 60670-21 (2004),Amd.1(2016)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	J60670-21(H20)	JIS C 8462-21(2007)
2	4-2	J60670-22(H29)	JIS C 8462-22(2016)	IEC60670-22(2003),Amd.1(2015)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部:接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	J60670-22(H20)	JIS C 8462-22(2007)
3	4-3	J61386-21(H29)	JIS C 8461-21(2016)	IEC61386-21(2002)	電線管システム-第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項	J61386-21(H20)	JIS C 8461-21(2005)
4	4-4	J61386-22(H29)	JIS C 8461-22(2016)	IEC61386-22(2002)	電線管システム-第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項	J61386-22(H20)	JIS C 8461-22(2005)
5	4-5	J61386-23(H29)	JIS C 8461-23(2016)	IEC61386-23(2002)	電線管システム-第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項	J61386-23(H20)	JIS C 8461-23(2005)
6	4-6	J75001(H29)	JIS C 8368(2016)	-	電流制限器	-	-

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60670-21 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8462-21:2016 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 21 部:懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャーに対する個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャーに適用する。
- ・電気用品名: 合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品
- ・主な改正内容: 懸架手段構造がある導電部からの保護規定を追加する改正を行った。

2 J60670-22 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8462-22:2016 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 22 部:接続用ボックス及びエンクロージャーに対する個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、ジャンクション及び／又はタッピングの接続ボックスに適用する。
- ・電気用品名: 合成樹脂製等のボックス、その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品、ジョイントボックス
- ・主な改正内容: 定格の電圧値を変更する等の改正を行った。

3 J61386-21 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-21:2016 電線管システム—第 21 部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、剛性(硬質)電線管システムに対する個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名: 金属製の電線管、金属製電線管類附属品、合成樹脂製電線管、合成樹脂製等の電線管類附属品
- ・主な改正内容: 金属製の電線管及び／又は電線管附属品の用語の定義を追加する等改正を行った。

4 J61386-22 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-22:2016 電線管システム—第 22 部:プライアブル電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、自己復帰形電線管システムを含むプライアブル電線管システムに対する個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名: 金属製可撓電線管、金属製電線管類附属品、合成樹脂製可撓電線管、合成樹脂製等の電線管類附属品
- ・主な改正内容: 金属製の電線管及び／又は電線管附属品の用語の定義を追加する等改正を行った。

5 J61386-23 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-23:2016 電線管システム—第 23 部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、フレキシブル電線管システムに対する個別要求事項について規定する。
- ・電気用品名: その他の金属製可撓電線管、金属製電線管類附属品
- ・主な改正内容: 金属製の電線管及び／又は電線管附属品の用語の定義を追加する等改正を行った。

6 J75001 (H29)

- ・採用する JIS : JIS C 8368:2016 電流制限器
- ・適用範囲 : この規格は、屋内用で、周波数 50Hz 若しくは 60Hz 専用又は 50Hz・60Hz 共用の、交流 220V 以下の電路において素子にヒューズなどの消耗品を使用しないで反復使用できる、従量契約需要家用のアンペア制用の電流制限器について規定する。
- ・電気用品名: アンペア制用電流制限器
- ・主な改正内容 : 新設。